



**視覚障がい者を知る
地域交流会**

内容

- ① 福島県点字図書館、県視覚障がい者生活支援センターの紹介
- ② 視覚障がい者生活個別相談
- ③ 福祉機器や用具の展示・販売

日時 11月5日(日)
午後1時～3時

会場 市民交流センター

対象者

市内にお住いの見えない方、見えにくい方および家族等関係者

参加費 無料

申込期限 10月24日(火)

◎問い合わせ先

・福島県点字図書館
(福島市森合町6-7)
☎024(531)4950
・福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
☎(22)1547
Fax

ワンポイント手話

「菊」

菊人形のイメージを由来とする表現



左上腕に右手甲をつけ親指と4指を開閉しながら腕を滑り下ろす
(出典：一般財団法人全日本ろうあ連盟「わたしたちの手話 学習辞典1」)

介護助手を募集

市内の高齢者施設では、福祉資格や経験が不要の「介護助手」を募集しています。

直接的な介護業務ではなく、清掃や配膳・下膳など、介護の周辺業務を行います。

ご自身のライフスタイルに合わせて無理なく働いてみませんか？

詳しくは、左記へお問い合わせください。



◎問い合わせ先

福島県福祉人材センター
☎024(521)5662

県ひきこもり相談支援センターのご案内

県ひきこもり相談支援センターでは、ひきこもりの悩みを抱える方やその家族からの相談を受け付けています。

また、居場所スペースやさまざまな支援情報の提供、各支援機関への紹介など、相談される方が適切な支援につながるようサポートも行っていきます。

ひとりで抱え込まず、ぜひお話しをお聞かせください。

相談方法(選択できます)

- ・来所面談
- ・電話
- ・メール
- ・オンライン(ZOOM)

相談料 無料

予約方法

左記へ電話または二次元コードの予約フォームからお申し込みください。



◎問い合わせ・申し込み

福島県ひきこもり相談支援センター
(郡山市神明町16-8)
☎024(955)6203

**要介護認定者の方へ
所得申告用「障害者控除
対象者認定書」を交付**

申請できる方

65歳以上で要介護1以上
※要介護認定申請中の方も申請できます。

申請の必要がない方

- ・身体障害者手帳一級の方
- ・身体障害者手帳二級の方
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・本人および扶養者が、非課税等で確定申告等をする必要がない方

申請方法

高齢福祉課(市役所1階)または各支所地域振興課市民福祉係に備え付けの申請用紙に必要事項を記入の上、提出(郵送でも可能)してください。

注意事項

令和5年分の申告に使用する場合は、12月までに申請を済ませてください。
既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない場合、毎年所得の申告に使用することができません。ただし、障害が軽減された方は、内容を審査し、認定書を返還してもらうこともあります。

内容を審査し、認定書を返還してもらうこともあります。
◎問い合わせ先
高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114
☎(22)1547
Fax

県民介護講座(下半年)

講座内容等

講座名	開催日
食事介助	11/25(土)
清潔介助	12/16(土)
排泄介助	1/20(土)
介護予防	11/18(土)
福祉用具	12/23(土)
医療と介護	1/13(土)
認知症	2/3(土)

対象 介護に興味のある方
会場 男女共生センター
(郭内一丁目196-1)

定員 各25人

申込方法

左記へ電話等でご連絡ください。

◎問い合わせ・申し込み

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会
介護実習・普及センター
☎(23)8306
☎(62)4633
Fax

肢体不自由者来所相談会

日 時 11月17日(金)
午後1時～2時

場 所 県庁北庁舎1階

福島県障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2-16)

相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込方法

事前に左記まで電話等でお申し込みください。

申込期限 11月6日(月)

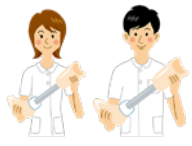
◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係

☎(55)51113

Fax(22)15447

または各支所地域振興課市民福祉係



「ごみの処分は適正に」

野焼きに関する苦情が寄せられています
「家庭のごみや草木などを燃やしている」といった内容の苦情が多くみられます。廃棄物全般において、野焼きは法律で禁止されており、罰則規定もあります。社会慣習上の行事(どんど焼き等)などによる焼却が例外的に認められていますが、これらの場合も周辺に影響のないように行う必要があります。

- ① 木くず約32kgを空き地で野焼き: 罰金20万円
- ② 竹など約16kgを畑で野焼き: 罰金20万円

粗大ごみの処分方法

指定のごみ袋に入らないごみは粗大ごみとなり、ごみステーションには出せません。次の2通りの方法により処分してください。

処分方法

- ① もとみやクリーンセンターへの直接持ち込み
- ② 自宅への訪問引き取り

処分手数料

- ① 直接持ち込み: 無料
- ※ただし、豊・ふとん・マットレスは有料で、10kg当たり1300円
- ② 訪問引き取り: 有料
- 1点当たり1350円
- ※4点以上は割り引きあり。
- ※1点当たりの重量が55kg以上のものは回収できません。

収集日

毎月10日、25日

申込方法

訪問引き取りは、収集日の10日前までに、下記へお申し込みください。

※家電リサイクル法対象家電品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)は、粗大ごみとして処分できません。そのほか受け入れできない品目や処分方法は、下記までお問い合わせください。

違法な不用品回収業者で処分していませんか?

「テレビなどの家電や家庭の不用品を無料で回収します」などといったチラシを配布して軽トラック等で巡回する業者が見受けられます。家庭からの廃棄物を回収する正規の業者は「一般廃棄物収集運搬業許可」を持っていますが、「無料回収」をうたう業者のほとんどは無許可業者です。

「無料」と思って頼んだら、高額な料金を請求された「自分が頼んだ不用品が近くの空き地に捨てられていた」といったトラブルが全国的に発生しています。

こうした業者が回収した家電製品が、適正に処分されなまま野積みになされ火災が発生したり、外国に輸出されて環境汚染の原因になっている例があります。

違法な不用品回収業者を利用せず、適正な処分をしましょう。

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
Fax(22)4479

消火器・火災警報器・消防設備点検など
消防設備に関することならお任せ下さい
廃消火器、処分承ります
消防設備士・消防点検資格者がいる
株式会社 **岡商店**
TEL0243-22-1241

2024年 令和6年 **辰年 年賀状** 印刷承ります
宛名印刷もおまかせ!
ネタ持込み歓迎!
喪中がき受付中
印刷デザインのお店 **デジタルプラザ** ☎0243-62-2151
【営業時間】9:00~18:00
〒964-0906 二本松市若宮 2-163-1 NTT二本松ビルF 【定休日】土・日・祝日